

法曹人口提言に向けた考え方の整理（たたき台）

（前提となる検討事項）

- 1 あるべき法曹像
 - 2 法曹人口の在り方に関するこれまでの意見の確認
 - 3 需要状況の評価
 - 4 供給状況の評価
-

1 全体の法曹人口と、新たに養成・輩出される法曹人口の関係

2 全体の法曹人口の在り方

（考慮要素の例）

- 法曹に対する需要と弁護士的活動状況
- 法曹の質の維持

3 新たに養成・輩出される法曹の規模

（考慮要素の例）

- (1) 新たな法曹の輩出状況の評価
 - 法曹に対する需要（労働市場における需要）
 - 今後の見通しを考察するのに役立つ事情とその事情の流動性
- (2) 法曹養成制度の実情
 - 法曹養成課程を経て法曹となる資格を得た人数
- (3) 新たな法曹が置かれた状況
 - 弁護士の実地修練ないし職務経験
- (4) 政策的な法曹の必要性
 - 法曹及び法曹有資格者の活動領域の拡大
 - 司法アクセスの容易化の進展

4 今後の法曹養成制度を巡る状況とその改革の進展，法曹の質の維持

(考慮要素の例)

- 法曹志望者の減少
- 法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革の進展

参考（「法曹養成制度改革の推進について」抜粋）

「閣僚会議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うこととする。」

参考（「法曹養成制度検討会議取りまとめ」抜粋）

「○ 社会がより多様化，複雑化する中，法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され，このような社会の要請に応えるべく，質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下，全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない。

○ 現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば，現時点において，司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは，現実性を欠く。

○ 今後の法曹人口の在り方については，当面，このような数値目標を立てることはせず，第4で述べる新たな検討体制の下で，法曹としての質を維持することに留意しつつ，法曹有資格者の活動領域の拡大状況，法曹に対する需要，司法アクセスの進展状況，法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら，あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行う必要がある。

そのために，第4で述べる新たな検討体制の下，その時点における法曹有資格者の活動領域等の状況及び法科大学院，司法修習や弁護士に対する継続教育等の法曹養成制度の状況・規模等を踏まえ，法曹人口についての必要な調査を行うとともに，その結果を2年以内に公表するべきである。また，その後も継続的に調査を実施するべきである。」